

## 道実島潟洲の帰属係争

印 牧 邦 雄

さて安永三年（一七七四）の秋、道実島の潟洲を繞つて三国湊と新保浦との間に紛争が勃発するが、この事件は果してどのように進展したであろうか。

## 二

道実島は九頭龍川と竹田川との合流点にある川中島である。明治二年（一八六九）に川崎村との間に堤防が築造されて以来、陸繋島になった。この島はもと新保浦の豪商道実氏の所有地であつた。道実氏の先祖は文禄の頃、木部新保村より移住したと伝えられている。三代目の道実彦兵衛は当浦の代官役と領内の舟道役を勤めたが、その節福井藩の江戸屋敷が焼失したので、用材を江戸表に廻送した。寛文九年（一六六九）福井城焼失の際には用材を津軽より廻送したが、その他、田谷寺・大橋等の用材輸送に當つた。その功績で手船二十艘は津軽領内の問役を赦免され、また松平光通よりは中ノ島（道実島）を拝領した。その後数多の手船が破船し、次第に家運が衰えたが文政二年（一八一九）、三国湊の繁栄に伴つて、道実島は御用地となり、代りに米二百俵を下附されることになつた。

安永三年九月十七日午後二時、道実島へ三国湊より七八人ばかり（三国方は二人といつてゐる）やつて来て茅を刈取つた。この茅は今年も道実氏が新保浦の人に売渡したものである。買主の知らせで、道実氏等が現場に行き調べたところ「私共ハ日雇之儀にて何之子細も存不申、三国小針屋治兵衛と申者被申付候」といつて茅を置いて歸つてしまつた。

翌十八日朝、小針屋方を道実氏の息が訪ね、だんだん調べたところ「三国中相談の上茅為刈申候」といつたので、今後このよらかなことのないよう注意して歸つた。その夜またまた三国湊より大勢やつて来て、過分に茅を刈取つた。それを買主が見つけ制止したが、何分大勢の為一向聞き入れず、茅を舟に積込んで歸つてしまつた。

十九日朝、道実氏の息が再び小針屋を訪

ね昨夜のことを抗議し、茅を返えすよう申入れたが、治兵衛は承諾しなかつたので茅を小針屋方に預けて歸つた。その夜またまた小半役舟二艘に大勢乗つてやつて来て茅を刈取つたので、見張つていた買主が咎めたところ、大勢が口々にいふので手にあわず、それを見逃して歸つた。

そこで道実氏は三国の庄屋を訪ねたが、留守をつかつて会つてくれず、漸く三度目に直談することが出来た。然し委しいことは当年の支配番に尋ねた方がよからうと相手にならず、当番の治兵衛方には度々訪ねたので無益と思ひ歸つた。その後庄屋へ手紙で「年番治兵衛指図にて度々之狼藉不届ニ存候故御役所様へも願出申ニ付各方向之存寄も無御座候や隣村相示之儀故為念申遣」旨申送つたが「其儀者如何様共仕勝手ニ候様ニ」と捨口上ばかりで余り不届なり方であつたから、道実氏は金津奉行所に訴え出た。奉行は三国の關係者を召喚したが、三国の惣代・年番は「三国湊川の内、元新町裏の向へ留御番所より上方に八年以前（明和五年）より潟洲が出来ました。もつとも潟洲は天気風波に随ひ、川の内へ度々洲をなすものですが、大川のことですか

ら、ここかしこ変わるので御座います。この度の潟洲は根強いと見えまして、だんだん広がつて行きました。然し乍ら砂ばかりのものですから、何れはつけ変わるかも知れないと存じておりましたところ、度々の出水でだんだん泥が流れかかつて自然に高くなりました。この様子では島になるのではないか、もしそうなればなお湊口への水勢が強くなり、廻船の通路にも好都合ですから、どうか島になるようにと存じておりました。去々夏（安永二年）頃より若草が生え去春（同三年）より茅・葭なども生えるようになりまして。去々秋迄は道実島とは十五間ばかり離れており、その境の川を天満舟が往來いたしました。その年の冬よりなおまた広がり境の川は遠浅になりました。ところが彦兵衛は島の土を崩し境の川を埋めてしまつたので御座います。そこで惣代で相談の上茅も葭も放置出来ず、刈取らせた次第で御座います。」と申立てた。三国の庄屋・問丸は「三国川の内湊口迄は三国より支配するのが定法で御座います。例えて申し上げますと、丸岡領川崎前に今も潟洲が出来、右のようにはびこり川崎島へついた場合、丸岡領になるので御座いま

しようか。間が一寸あつても川の内より出来たのでしたら、三国より支配するのが規定で御座います。また丸岡領出村の裏手には地覆石でも、樫杭一本でも打たせないことになつております。たとえ出村の土地であつても川手の方へは、水汲の道でも新規につけてはならないのが三国湊の申すところの御定法で御座います。ですから出村裏に潟洲が出来ましても丸岡領にならないことは論ずるまでもありません。彦兵衛には向後湊法に違反しないよう申渡して頂きたい。どうか御調査の上、境に樫杭を御打ちになられ、そして愈々島になるようにして下さい。そうすれば廻船の通路として好都合で、全く御慈悲の恵で吉瑞の島の出現は湊の繁栄の基と難有く存じている次第で御座います。」と助言した。

これに対して彦兵衛は「道実島の茅は年来当所または三国表の人に売払つてきました。三国方は私が砂土をもつて境を埋め洲先を続けたなどねもはもないことを申上げておりますが、なかなかこのような大川を私風情の者の手業に及ぶものではないでしょうか。三国では去々夏より若草生えなどと我物にしたり顔の申上げようです

が、それが一兩年を経たものかそれとも数十年来の根組であるか恐れ乍ら御調査下されば明白と存じます。私先前は渡海船数多所持しておりましたので藩の御用を勤めさせて頂きました。その後不仕合続きで困窮いたしましたのですが、御先々代様より拝領した島の御陰で家名を続けることが出来ました。然し三国の支配になりましたはこの末どうなることか、甚だ離儀至極に存じますので何卒御慈悲をもつて先規の通、私が支配致しますよう三国に御申渡し下さい。」と訴えた。新保浦の庄屋等は「三国方は湊口迄の川の内は惣て三国より支配と一概に申上げておりますが心得違と存じます。先年当浦が繁栄いたしました節、川端へ屋敷を広げ、樫杭を打込み川手へ屋敷を築出したことがありますが、その後零落し今では杭ばかりが所々に残つております。また渡舟も当所より出して三国より施米を古来より徴収して来ました。従いまして三国方が川の内惣支配等と一概にいわれなれないと思ひます。」と助言している。かく道実島潟洲の帰属問題は三国湊と新保浦の対立争論にまで発展するに至つた。しからば福井藩はこの問題を如何に裁決したのであろうか。

その後道実彦兵衛は役所に召喚され家老より「新保浦より差上候願書之趣三国より書上げ願書とは甚各別すなを成願書之文体」とほめられ、また目付役からは「三国の人氣は願書に書上候通之氣夫之所にて御座候」といひまた「新保浦之者一体人氣柔和なるよし兼ねてより風聞」しているとはめられた。

安永五年二月十八日朝、現地調査の爲、多田甚右エ門等が到着。その節、新保方は今井村に出迎え、金井渡場に舟を仕立てて待った。三国方は今井渡場に舟を仕立てて出迎えたが、三国方の舟には乗らず、新保方の舟に乗つて島を調査した。その折、三国方は濁洲は湊口より出来たので三国の支配地だと主張したが、役人は「たゞ今見分之処ハ道実島根張より濁洲相統キ同新保島とても其通兩方之出張之境ハ水之流を以境と可成事云々」と裁定し、三国の庄屋・間丸も御尤至極と承認し事件は解決した。茅は福井の木屋与左エ門が落札し刈取ることになつたが、その爲検使として森与左エ門が十月十三日より十八日迄逗留立会つた。